

経営に役立つ「原価計算」で、コスト構造を改革する！ ～ 「売価－利益＝原価」を実現する～

経営者にとって、コスト意識をもつことは言うまでもなく重要な要素です。いくら売上をあげても、コストが垂れ流しであれば利益は残らず、会社の持続的成長は望めません。特に製造業にとっては、製品当たりの原価を知ることは非常に重要です。しかし、中堅・中小企業では、経営者の「勘」を頼りにしているのみで、「製品当たりの原価」を把握していない経営者が少なくありません。

ここでは、「経営に役立つ原価計算」とは何か見ていきましょう。

① 「外部報告目的の原価計算」とは？

期末に決算報告を行うための原価計算は、「外部報告目的の原価計算」です。当期の売上原価は、期首製品・仕掛品在庫に当期に発生した総製造費用を加算し、期末製品・仕掛品在庫を控除して算出します。原価計算は、期末製品・仕掛品の「在庫の金額を把握する」ために行われています。

② 「内部管理目的の原価計算」とは？

今日においては、新興国で生産された製品が従来の売価に比べて、半分以下などで販売されていることが珍しくありません。こういった現状においては、従来の「原価補償主義（実際原価に利益をのせて売価を決定する）」による売価設定は通用しません。

そのためには、市場のニーズなどを先取りする形で設定した「戦略的売価」でも、「適正な利益」を稼げる「コスト構造（原価）」にする必要があります。

コストの発生する「源流」を管理するところから始めます。「源流」とは、コストを構成する原価項目を考えるとみえてきます。

たとえば「製造場所をどこにするか？（製造経費・労務費・運賃等）」「製造方法をどうするか？（自社製造か外注かなど）」「品質水準をどうするか？（ユーザー期待品質など）」「使用する材料等はどうか？」などの「源流」を課題として白紙の状態でも検討していく必要があります。

これらの課題をふまえて、原価シミュレーションを繰り返して、想定されるあらゆるケースでも「利益の出せるコスト構造」をつくっていくのです。単なる原価の集計とは異なることがわかると思います。なお、これらの課題は短期間でできることばかりではありませんので、中長期的課題として、会社の経営計画にもりこむことが大切です。

これが、私たちが重要視する「内部管理目的」の「経営に役立つ原価計算」であります。

③ 「システム投資」ありき？

最後に、原価計算というとすぐに「システム投資」が必要と考えられる方がいらっしゃいますが、必ずしも「システム投資」が必要というわけではありません。むしろ、安易に「システム投資」を行うことは控えるべきです。市販のパッケージソフトを利用する手段もありますが、原価計算は各社の独自性が強いので、ソフトをそのまま導入することは難しいかもしれません。まずは、自社で必要とされる「原価計算の考え方」をしっかりと整理したうえで投資の是非を判断することが大切です。

（みらいコンサルティンググループ）

交際費損金算入限度額制度の拡充について

3月号当コーナーで紹介した平成26年度税制改正大綱の中から、今回は特に注目を集めている「交際費損金算入限度額の拡充」について、概要とその影響をご紹介します。

◆これまでの交際費課税制度

最初に、これまでの交際費課税制度についておさらいしておきます。

法人が接待等のための支出を行った所謂「交際費等」については冗費節減の観点から原則として損金の額に算入できないこととされていますが、以下のような例外が認められていました。

①「飲食費5,000円以下の特例」

飲食費について、企業の規模にかかわらず、一人当たりの支出額が5,000円以下で一定のものは交際費の範囲から除かれます（損金の額に算入可能）。ただし、専ら自社の役員、従業員等に対する接待のために支出する、いわゆる社内接待費は対象外です。

②「定額控除限度額制度」

中小法人の場合、年間800万円までの交際費等の額は損金算入が可能です。

◆今回の改正内容

今回の改正で、新たに③「飲食費50%損金算入制度」が設けられました。これは経済の活性化を促進するとの観点から、接待等に伴う飲食のための支出（社内接待費は除く）の50%相当額を損金可能とするもので、大法人、中小法人を問わず適用されますが、中小法人の場合には、②か③のいずれかの選択適用となります。

（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度から適用されます）

◆改正の影響

法人の規模別に今回の改正の影響を見てみましょう。

I. 大法人（資本金1億円超の法人）の場合

大法人では、一人当たりの飲食費が5,000円

以下のケースでは引き続き①により処理することができるので、今回の改正による③を一人当たり5,000円を超える飲食費について適用することになるものと考えられます。

II. 中小法人（資本金1億円以下の法人）の場合

① 中小法人で資本金が5億円以上である親会社の100%子法人の場合

現状のところで説明を省略しましたが、このグループの法人は、②「定額控除限度額制度」を適用することはできないとされており、今後も同様です。したがって、大法人に対する影響と同様になります。

② その他の中小法人の場合

①以外の中小法人は、一人当たり5,000円以下の飲食費については①「飲食費5,000円以下の特例」により交際費等とは別枠で損金処理できるので、一人当たり5,000円を超える飲食費について②と③のいずれを選択適用するかという問題となります。しかし、下表のように③が②に対して有利となるのは、所謂「交際費等」のうち飲食費（①の対象分を除く）だけでその支出金額が年間1,600万円を超える場合となります。

従って、中小法人では③「飲食費50%損金算入制度」を選択する局面は限定的で、改正後においても基本的に①と②によっていくことになるものと思われます。

【損金に算入できる金額比較（単純化しています）】

5,000円超の飲食費（年間）	②方式	③方式	摘要
1,000万円	800万円	500万円	②有利
1,600万円	800万円	800万円	同 等
2,000万円	800万円	1,000万円	③有利

（みらいコンサルティンググループ）